



2016年度 環境活動レポート

(平成28年4月～平成29年3月)



大東衛生株式会社

大東衛生株式会社は、事業活動の中核である廃棄物処理、廃棄物から製品化及び清掃の活動を通して、地域環境の改善と保全に貢献する一方で、弊社を取り巻く近隣、地域社会から地球環境に至る様々な環境問題を弊社の重要な課題と受け止め、持続可能な循環型社会の構築にも寄与すべく、事業活動のあらゆる面を通して、環境の改善活動を継続的に推進します。

環 境 方 針

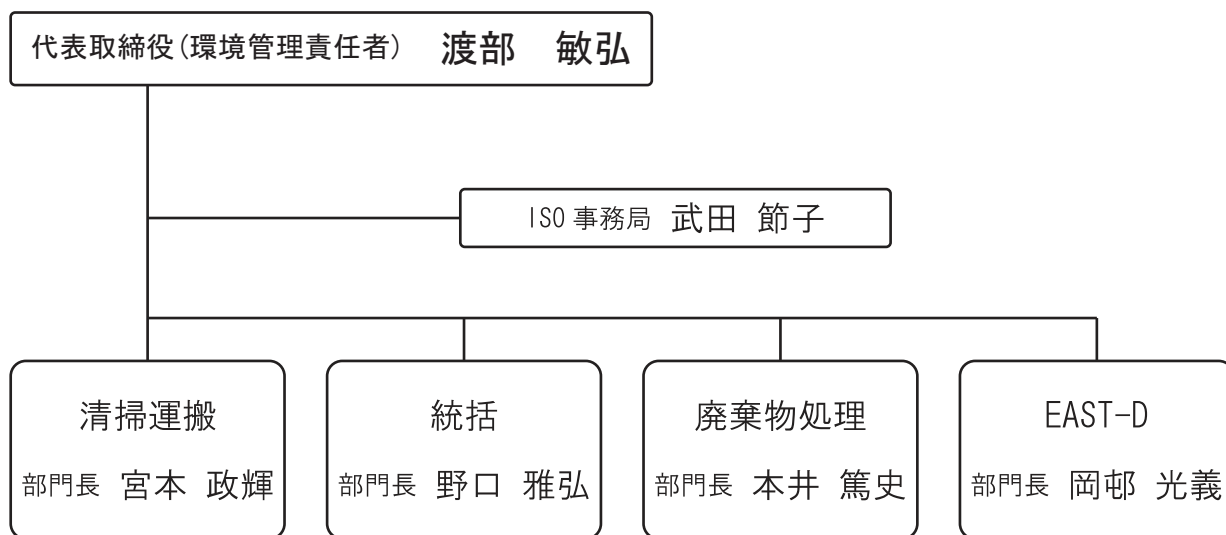
1. 事業活動において、環境側面を常に意識し、汚染の予防に努め、技術的・経済的に可能な範囲で環境負荷の低減を目指し、特に廃棄物の減量化、リサイクル及び作業環境の改善に努めます。
2. 環境関連の法規、条例・協定、弊社が同意したその他の諸要求事項を遵守し、一層の環境保全に努めます。
3. 焼却プラント・容器包装プラスチックリサイクルプラントの効率的運用により環境負荷の低減を図ります。
4. 環境目的及び目的達成のための環境マネジメントプログラムの策定と環境管理活動の継続的改善を進めます。
5. 環境保全及び環境教育推進活動を通して、地域社会に貢献します。

弊社は、「環境方針」を実行し、維持し、全従業員に周知する。
また「環境方針」は、社外の要求に応じ公表する。

大東衛生株式会社 代表取締役 渡部 敏弘

■企業情報及び概要

- 1.社名 大東衛生株式会社
- 2.代表者名 代表取締役 渡部 敏弘
- 3.所在地 **【本社】**
〒537-0014 大阪市東成区 1-19-38
【住之江工場】
〒559-0025 大阪市住之江区平林南 1-6-47
【住之江第二工場】
〒559-0011 大阪市住之江区北加賀屋 5-5-61
【E A S T-D】
〒578-0921 東大阪市水走 4-9-8
- 4.環境管理責任者氏名 渡部 敏弘
- 5.担当者連絡先 TEL:06-6971-7339
- 6.事業内容 ①一般廃棄物の収集・運搬業（大阪市・東大阪市）
②産業廃棄物の収集運搬業・中間処理業
③特定建設業（大阪府知事（特-6）第015961号）
④プラスチック製容器包装の再生処理事業
⑤合成樹脂資材の製造・販売
⑥ビルメンテナンス業
⑦一般貨物自動車運送業
- 7.従業員数 80 人
- 8.組織図（ISO14001）



■弊社プラスチック製容器包装リサイクル事業について (EAST-D の事業内容)

① 事業活動内容

「家庭から排出されるプラスチック製容器包装（その他プラ※）のリサイクル事業」

※容器包装リサイクル法において、プラスチックは指定表示ペットボトル（清涼飲料、しょうゆ、酒類の３種類）とその他PETボトルおよびプラスチック製容器包装の二種類の分別になっている。指定表示ペットボトル以外のプラスチック製容器包装のことを通称「その他プラ」と呼ぶことがある。

② 容器包装リサイクル法と弊社事業の位置づけ

一般廃棄物減量と資源の有効活用を目的に、家庭から排出されるごみの約 60%（容積比）を占める容器包装ごみに対し、平成 7 年に容器包装リサイクル法が制定されました。

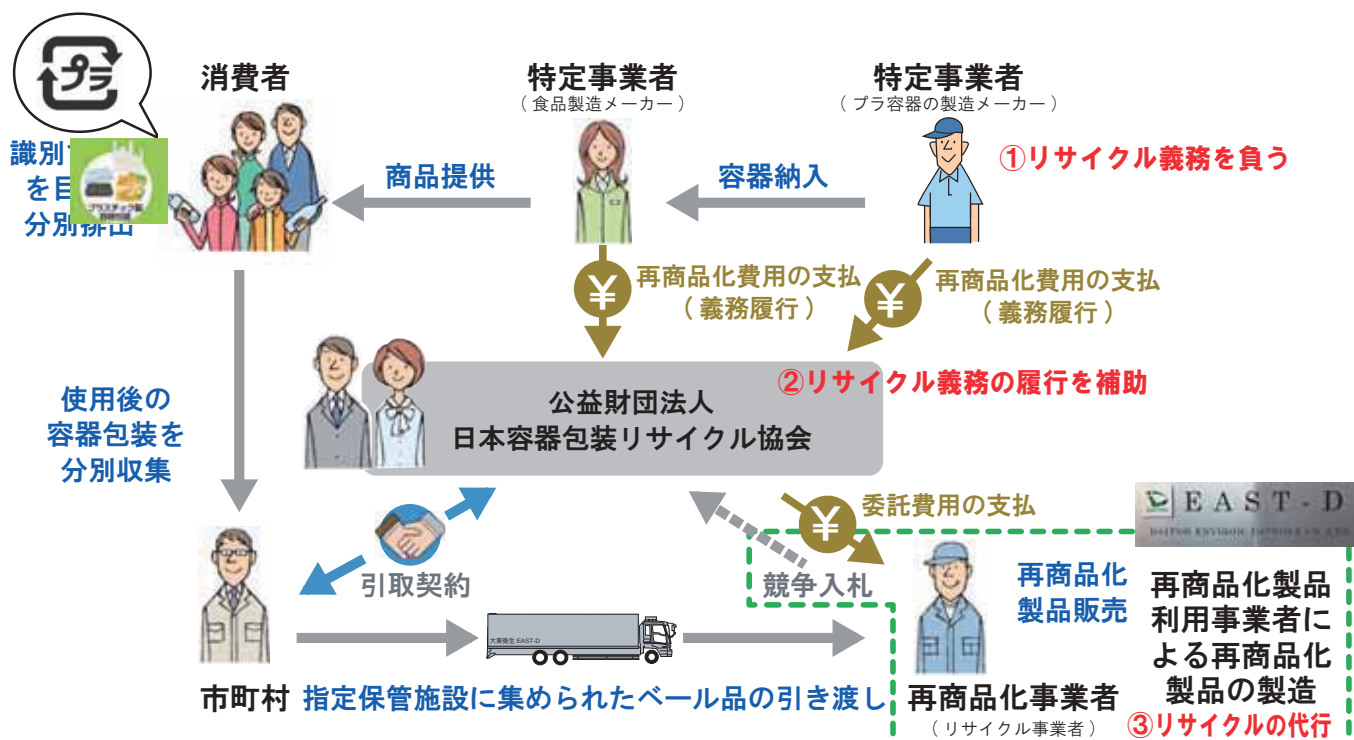
本法では、特定事業者（図中①）と称される容器包装の製造事業者と利用事業者が容器包装をリサイクルする義務を負っており、これらの事業者を特定事業者と呼びます。

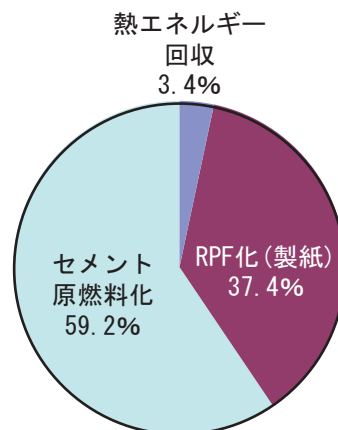
特定事業者は、義務を履行するにあたり、自社でリサイクルを行う他、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（容リ協 図中②）へ再商品化費用（リサイクル費用）を支払いリサイクルを委託することができます。

容リ協は、自治体から排出される容器包装プラスチック類の処理を容器包装リサイクル法に則って契約した再生事業者（図中③）に委託し、特定事業者の義務履行をアシストします。

再生事業者は、毎年競争入札制度を経て、市町村保管施設の容器包装プラスチック類を容器包装リサイクル品（再商品化製品）として製造と販売を受託します。

弊社の「プラスチック製容器包装リサイクル事業 (EAST-D)」は、このように容器包装をリサイクルする為の社会的受け皿として機能し、プラスチック製容器包装リサイクルに貢献の為、日々努力しています。





■環境関連法規の遵守状況 (EAST-D)

環境関連法規の遵守状況で、定評価の結果、環境関連法規への違反はありませんでした。
 また、関係当局による違反等の指摘は、当施設操業以来ありませんでした。
 環境関連法規の遵守状況は、下表に表示します。

法律・条令・その他	法的要求事項	遵守評価記録	
		合否	内容
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物施設設置許可 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項)	○	許可証
	一般廃棄物処理施設維持管理基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 3 項)	○	基準に適合
	保管場所における適正保管と掲示板の設置 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条)	○	掲示標章
	マニフェストの交付と管理 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 3 項)	○	マニフェスト伝票回収
	マニフェスト交付状況報告書 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 3 項)	○	報告済み
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (法律第百十二号)	再商品化の委託契約	○	違反なし
振動規制法 (東大阪市)	特定施設設置の届出 (遠心分離機 (1 機))	○	施設設置受理書
騒音規制法 (東大阪市)	特定施設設置の届出 (破砕機 (2 機))	○	施設設置受理書
水質汚濁防止法 (東大阪市)	水質基準	○	東大阪市生活環境保全等に関する条例に準拠
悪臭防止法 (東大阪市)	悪臭基準、年 1 回の悪臭測定実施	○	東大阪市悪臭公害防止指導要綱
東大阪市公害防止条例	水質基準 (水質汚濁防止法に準拠) 毎月の測定	○	PH: 5 ～ 9 COD: 600mg/l 以下 BOD: 600mg/l 以下 SS: 600mg/l 以下 有害物質: 水道及び農水産動植物に支障をきたさない 概観及び臭気: 放流先で色・臭気において支障をきたさない
	騒音基準 (騒音規制法に準拠)	○	(第 4 種区域) 昼間 8 時～ 18 時: 70dB 朝 6 時～ 8 時 夕 18 時～ 21 時: 65dB 夜間 21 時～ 6 時: 60dB
	振動基準 (振動規制法に準拠)	○	(その他区域) 6 時～ 21 時: 70dB 21 時～翌日 6 時: 65dB
東大阪市生活環境保全等に関する条例	騒音に係る施設設置 (使用) の届出 (破砕機 (2 機))	○	設置 (使用) 許可の受理書
消防法	指定可燃物取扱い届出	○	届出
	定期点検実施	○	実施
電気事業法	毎月の点検	○	実施
都市計画法	建築基準法第 51 条 ただし書き許可事前協議書	○	—
建築基準法	建築基準法第 51 条 ただし書き許可の取得	○	—
	建築基準法第 6 条第 1 項 確認済証・検査済証の取得	○	—
計量法	2 年に 1 回測定	○	実施

環境負荷物質（排水、騒音・振動）に関する維持管理状況【EAST-D】

1. 記録期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日

2. 排水処理施設

管理目標	SV30 30%～60%	原水計量槽 15～16m/Hr	返送汚泥計量槽 6～7m/Hr	再利用水 5.5 m ³ /H	透明度 20cm	脱水汚泥含水率 85%	脱水機運転時間 適正值 3～5H/回	ポリ鉄（残量） 残量 200ℓ以下補充
日 付	測 定 値（抜 粋）							
4 月 18 日	38%	16 m ³ /Hr	7 m ³ /Hr	5.5 m ³ /H	10cm	85%	3:30 時間	残量 230ℓ 補充 175ℓ
5 月 16 日	41%	16 m ³ /Hr	7 m ³ /Hr	5.5 m ³ /H	10cm	85%	3:30 時間	残量 270ℓ 補充 350ℓ
6 月 17 日	44%	16 m ³ /Hr	7 m ³ /Hr	5.5 m ³ /H	10cm	85%	3:30 時間	残量 240ℓ 補充 175ℓ
7 月 15 日	46%	16 m ³ /Hr	7 m ³ /Hr	5.5 m ³ /H	10cm	85%	3:30 時間	残量 325ℓ 補充 350ℓ
8 月 15 日	46%	16 m ³ /Hr	7 m ³ /Hr	5.5 m ³ /H	10cm	85%	3:30 時間	残量 265ℓ 補充 175ℓ
9 月 16 日	45%	16 m ³ /Hr	7 m ³ /Hr	5.5 m ³ /H	10cm	85%	3 時間	残量 225ℓ 補充 175ℓ

3. 処理水水質（外部検査機関委託）

検査項目	水素イオン濃度 (20℃)	化学的酸素要求量 (COD)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
日 付	検 査 結 果				
4 月 18 日	7.3 (pH)	110 (mg/l)	57 (mg/l)	270 (mg/l)	1.8 (mg/l)
5 月 16 日	7.8 (pH)	51 (mg/l)	13 (mg/l)	66 (mg/l)	1 未満 (mg/l)
6 月 17 日	7.9 (pH)	96 (mg/l)	53 (mg/l)	170 (mg/l)	5 未満 (mg/l)
7 月 15 日	7.8 (pH)	34 (mg/l)	5.9 (mg/l)	72 (mg/l)	1 未満 (mg/l)
8 月 15 日	8.0 (pH)	25 (mg/l)	3.7 (mg/l)	47 (mg/l)	1 未満 (mg/l)
9 月 16 日	7.9 (pH)	40 (mg/l)	24 (mg/l)	90 (mg/l)	1 未満 (mg/l)
検査法	JIS K 0102 12.1	JIS K 0102 17	JIS K 0102 21 及び 32, 3	S46 環境庁告示 第 59 号付表 8	S49 環境庁告示 第 64 号付表 4
管理値	5～9 (pH)	600 (mg/l)	600 (mg/l)	600 (mg/l)	30 (mg/l)

4. 騒音・振動（東大阪市生活環境保全等に関する条例）

管理目標	騒 音		振 動	
	第 4 種区域 午前 8 時～午後 6 時 敷地境界 70 デシベル	破碎機（母音キャビネット） 95 デシベル（社内基準）	第 4 種区域 午前 9 時～午後 9 時 敷地境界 70 デシベル	遠心分離機 100 デシベル（社内基準）
日 付	測 定 値（抜 粋）			
4 月 22 日	66 デシベル	86 デシベル	41 デシベル	62 デシベル
5 月 20 日	67 デシベル	84 デシベル	42 デシベル	61 デシベル
6 月 20 日	68 デシベル	90 デシベル	45 デシベル	60 デシベル
7 月 20 日	69 デシベル	86 デシベル	42 デシベル	61 デシベル
8 月 19 日	68 デシベル	85 デシベル	42 デシベル	60 デシベル
9 月 20 日	69 デシベル	86 デシベル	44 デシベル	62 デシベル

環境負荷物質（排水、騒音・振動）に関する維持管理状況【EAST-D】

1. 記録期間 平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

2. 排水処理施設

管理目標	SV30 30%～60%	原水計量槽 15～16m/Hr	返送汚泥計量槽 6～7m/Hr	再利用水 5.5 m ³ /H	透明度 20cm	脱水汚泥含水率 85%	脱水機運転時間 適正值 3～5H/回	ポリ鉄（残量） 残量 200ℓ以下補充
日 付	測 定 値（抜 粋）							
10 月 17 日	48%	16 m ³ /Hr	7 m ³ /Hr	5.5 m ³ /H	10cm	85%	4：30 時間	残量 345ℓ 補充 350ℓ
11 月 16 日	44%	16 m ³ /Hr	7 m ³ /Hr	5.5 m ³ /H	10cm	85%	4 時間	残量 270ℓ 補充 175ℓ
12 月 16 日	50%	16 m ³ /Hr	7 m ³ /Hr	5.5 m ³ /H	10cm	85%	4：30 時間	残量 210ℓ 補充 175ℓ
1 月 16 日	48%	16 m ³ /Hr	7 m ³ /Hr	5.5 m ³ /H	10cm	85%	4 時間	残量 330ℓ 補充 350ℓ
2 月 15 日	46%	16 m ³ /Hr	7 m ³ /Hr	5.5 m ³ /H	10cm	85%	4 時間	残量 330ℓ 補充 175ℓ
3 月 16 日	48%	16 m ³ /Hr	7 m ³ /Hr	5.5 m ³ /H	10cm	85%	4 時間	残量 340ℓ 補充 175ℓ

3. 処理水水質（外部検査機関委託）

検査項目	水素イオン濃度 (20℃)	化学的酸素要求量 (COD)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
日 付	検 査 結 果				
10 月 17 日	7.5 (pH)	83 (mg/l)	44 (mg/l)	160 (mg/l)	2.1 (mg/l)
11 月 16 日	8 (pH)	60 (mg/l)	22 (mg/l)	100 (mg/l)	1 未満 (mg/l)
12 月 16 日	6.9 (pH)	110 (mg/l)	69 (mg/l)	280 (mg/l)	5.7 (mg/l)
1 月 16 日	7.6 (pH)	220 (mg/l)	120 (mg/l)	510 (mg/l)	10 (mg/l)
2 月 15 日	7.5 (pH)	250 (mg/l)	300 (mg/l)	550 (mg/l)	25 (mg/l)
3 月 16 日	7.2 (pH)	150 (mg/l)	120 (mg/l)	300 (mg/l)	7.5 (mg/l)
検査法	JIS K 0102 12.1	JIS K 0102 17	JIS K 0102 21 及び 32, 3	S46 環境庁告示 第 59 号付表 8	S49 環境庁告示 第 64 号付表 4
管理値	5～9 (pH)	600 (mg/l)	600 (mg/l)	600 (mg/l)	30 (mg/l)

4. 騒音・振動（東大阪市生活環境保全等に関する条例）

管理目標	騒 音		振 動	
	第 4 種区域 午前 8 時～午後 6 時 敷地境界 70 デシベル	破碎機（母音キャビネット） 95 デシベル（社内基準）	第 4 種区域 午前 9 時～午後 9 時 敷地境界 70 デシベル	遠心分離機 100 デシベル（社内基準）
日 付	測 定 値（抜 粋）			
10 月 21 日	66 デシベル	88 デシベル	44 デシベル	87 デシベル
11 月 21 日	61 デシベル	86 デシベル	44 デシベル	86 デシベル
12 月 20 日	64 デシベル	84 デシベル	45 デシベル	86 デシベル
1 月 20 日	62 デシベル	85 デシベル	46 デシベル	86 デシベル
2 月 20 日	64 デシベル	85 デシベル	46 デシベル	85 デシベル
3 月 21 日	65 デシベル	86 デシベル	47 デシベル	87 デシベル

■地域環境教育への取り組み

住友大阪セメント(株)、大本紙料(株)、(株)日泉、AGC旭硝子、(株)トクヤマ、(株)関東工業、大阪ターミナルビル(株)、ウエステックエナジー(株)、岩田北部自治会、古水走自治会 等11団体61名様を受入れ

◎地域イベントへの出展

「モノづくりひろばHIGASHIOSAKA」 in 東大阪市民ふれあい祭り5/10出展

イトーヨーカ堂東大阪店「地域フェア」出展 (H27.5/27~31)



★東大阪ケーブルテレビ虹色ねっとわーく内にてリブラボード製造等放映 東大阪ブランド認定製品のPR (10/16放映)



[illegible]

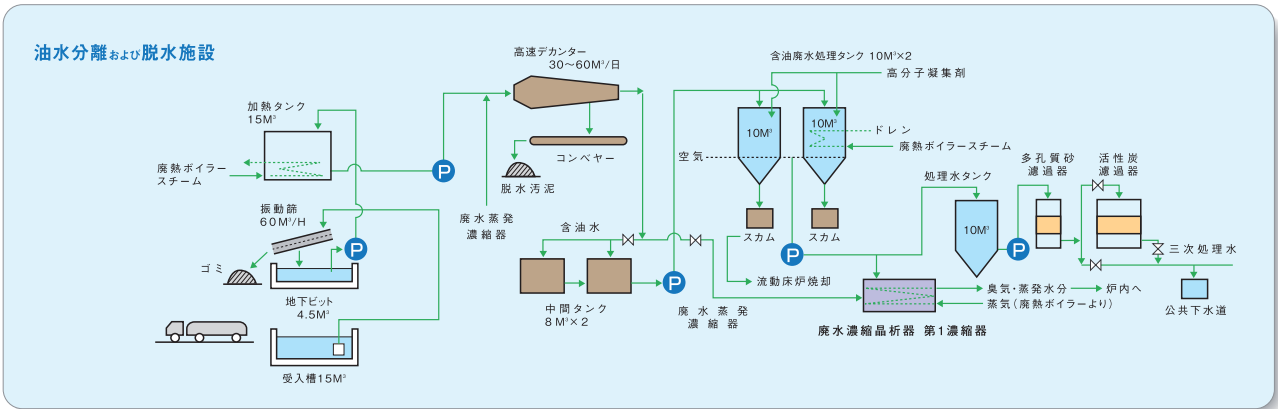
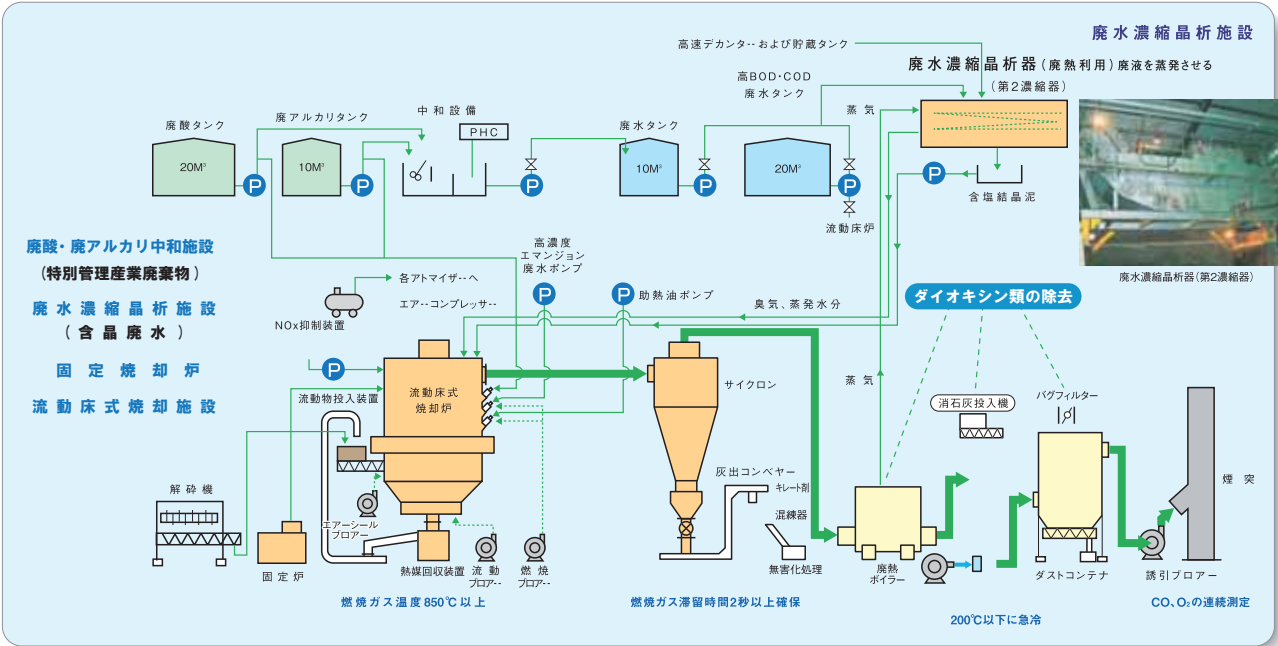
■フォークリフト作業従事者に対する安全点検実技講習会(住友フォークリフト主催)



■消防訓練



■産業廃棄物の一連の処理フロー（住之江工場）

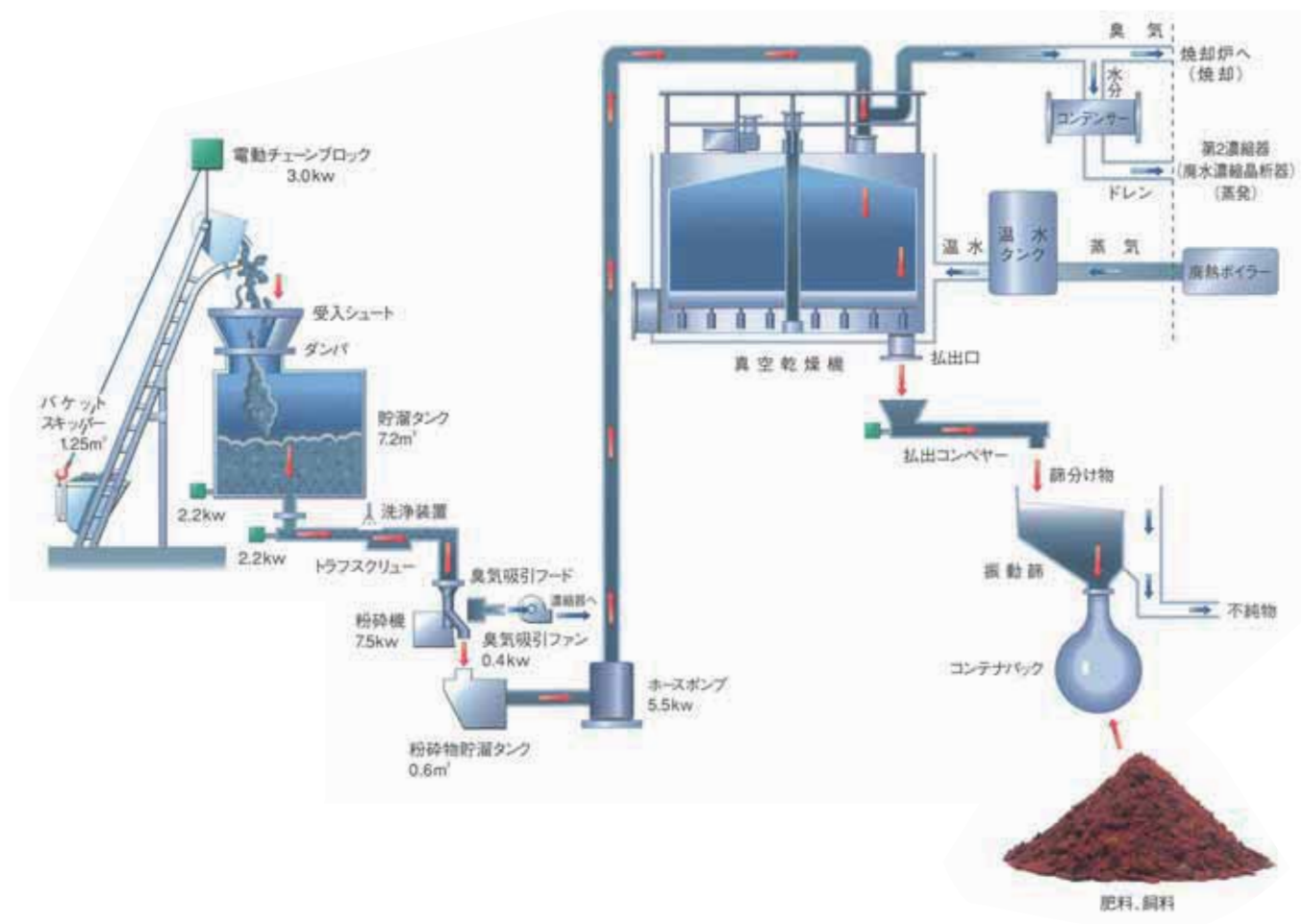


廃油（油類、塗料等）を焼却により完全処理を行います。温度管理と補機設備により、窒素酸化物（NOx）の分解やダイオキシン類の除去を行う為、環境にやさしい安全な処理方法として注目されています。

焼却により発生した、ばいじん（灰）は無害化処理され路盤材やコンクリートブロックといった資材へ有効活用されています。

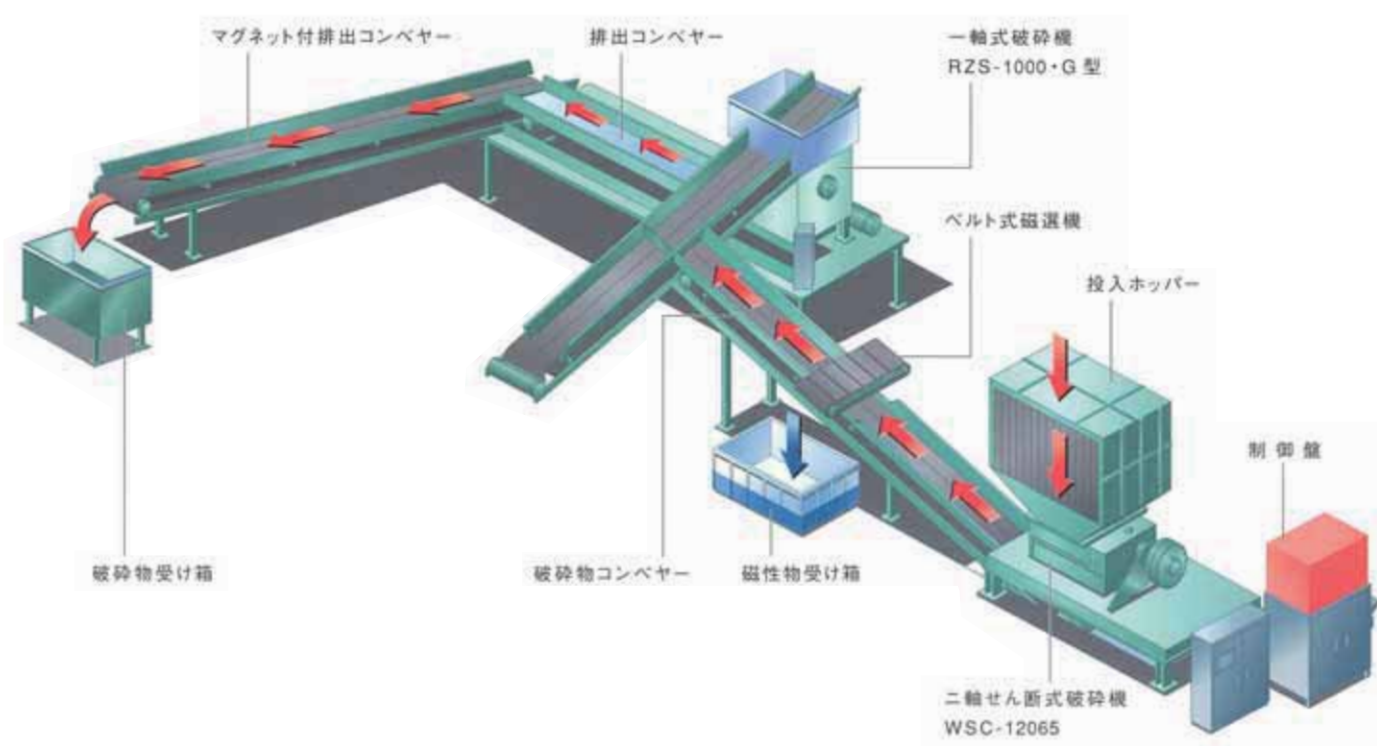
■産業廃棄物の処理（住之江工場 / 真空乾燥処理施設）

ホテル、レストラン、スーパー、コンビニ等より廃棄される厨房生ゴミ。魚市場、青果市場等より廃棄される青果廃棄物及び魚残物。その他精肉等や食品工業より廃棄される食品残物を資源化し、土壌改良材、堆肥、肥料、飼料として有効利用されています。



■産業廃棄物の処理（住之江第二工場）

廃プラスチック類、建設廃材、
ゴムくず、紙くず、繊維くず、
ガラスくず、金属くず、廃タ
イヤ、廃家電、ドラム缶、1
斗缶、自転車、マットレス、
ベッド等を資源化して原料、
燃料等に有効利用されています。



廃棄物処理法に基づく産業廃棄物（焼却・廃油処理施設）の維持管理情報の公表

大東衛生株式会社（住之江工場 / 住之江第二工場）

廃棄物処理施設の種類：産業廃棄物焼却施設及び破碎・切断施設

施設の設置場所：大阪市住之江区平林南 1-6-47（住之江工場）

大阪市住之江区北加賀屋 5-5-61（住之江第二工場）

1. 処分した廃棄物の種類及び数量

（単位：t）

年度	廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 27 年	廃油	97.927	100.379	101.510	125.683	94.586	95.402	121.032	122.400	176.784	125.037	176.520	160.224
	廃プラスチック	39.785	23.727	37.168	43.566	36.440	31.096	22.585	38.129	33.973	19.975	42.762	36.790
	廃プラスチック 木くず、紙くず 動植物性残渣 他	12.307	10.831	11.693	12.294	13.304	12.279	10.824	12.753	17.374	9.446	16.052	12.721

2. 冷却施設、排ガス処理設備にたい積した ばいじん除去

設備名	サイクロン	バグフィルター
除去日	作業運転中／毎日	作業運転中／毎日
除去方法	機械自動的	機械自動的

3. 排ガス中ダイオキシン類及びばい煙濃度

年度	項目	排ガス採取位置	採取年月日	結果取得日	測定結果	
					測定値	単位
平成 27 年	ダイオキシン類	煙突内（地面から 10m）	平成 26 年 12 月 17 日	平成 27 年 1 月 23 日	0.029	ng-TEQ/ m ³
	窒素酸化物	煙突内（地面から 10m）	平成 26 年 12 月 17 日	平成 27 年 1 月 23 日	28	ppm
	硫黄酸化物	煙突内（地面から 10m）	平成 26 年 12 月 17 日	平成 27 年 1 月 23 日	23	ppm
	塩化水素	煙突内（地面から 10m）	平成 26 年 12 月 17 日	平成 27 年 1 月 23 日	5.0	mg/ m ³
	ばいじん	煙突内（地面から 10m）	平成 26 年 12 月 17 日	平成 27 年 1 月 23 日	0.001	g/ m ³
	ダイオキシン類	煙突内（地面から 10m）	平成 27 年 6 月 17 日	平成 27 年 7 月 1 日	2.3	ng-TEQ/ m ³
	窒素酸化物	煙突内（地面から 10m）	平成 27 年 6 月 17 日	平成 27 年 7 月 1 日	71	ppm
	硫黄酸化物	煙突内（地面から 10m）	平成 27 年 6 月 17 日	平成 27 年 7 月 1 日	4.9	ppm
	塩化水素	煙突内（地面から 10m）	平成 27 年 6 月 17 日	平成 27 年 7 月 1 日	2.6	mg/ m ³
	ばいじん	煙突内（地面から 10m）	平成 27 年 6 月 17 日	平成 27 年 7 月 1 日	0.016	g/ m ³
	窒素酸化物	煙突内（地面から 10m）	平成 27 年 12 月 16 日	平成 28 年 1 月 5 日	130	ppm
	硫黄酸化物	煙突内（地面から 10m）	平成 27 年 12 月 16 日	平成 28 年 1 月 5 日	58	ppm
	塩化水素	煙突内（地面から 10m）	平成 27 年 12 月 16 日	平成 28 年 1 月 5 日	79	mg/ m ³
	ばいじん	煙突内（地面から 10m）	平成 27 年 12 月 16 日	平成 28 年 1 月 5 日	0.001	g/ m ³

大東衛生(株)：渡部 敏弘（技術管理者）

産業廃棄物の一連の処理の工程(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

